



コバトン



## 令和 8 年度病虫害発生予察注意報第 2 号

令和 8 年 7 月 2 9 日  
埼玉県病虫害防除所

県内各地で実施しているイネ斑点米カメムシ類の畦畔・雑草地における発生調査の結果、1 調査地点当たりの発生量が 38.5 頭と平年 (25.9 頭) の約 1.5 倍で、過去 10 年で 3 番目に多くなっています。

また、当所が実施している 7 月中旬の病虫害発生状況調査において、調査定点水田 (早期栽培) 8 地点中 3 地点でイネカメムシの侵入が確認されました。

これは、多発した昨年同時期 (8 地点中 4 地点) と同等であり、不稔被害や斑点米の発生が懸念されます。出穂期から乳熟期にかけての防除と定期的な除草を行ってください。

なお、出穂前 2 週間と出穂後 2 週間の生息地 (畦畔、雑草地、休耕田など) の除草はカメムシ類を水田に追い込み、斑点米の発生を助長させるので避けましょう。

作物名 イネ

病虫害名 斑点米カメムシ類 (イネカメムシ、ホソハリカメムシ、イネホソミドリカスミカメなど)

### 1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

### 2 注意報発表の根拠

- (1) 病虫害防除所で 7 月中旬を基準に毎年実施しているイネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査の結果、1 調査地点当たりの発生量が 38.5 頭と平年 (25.9 頭) の約 1.5 倍で、過去 10 年で 3 番目に多くなっている (図 1)。
- (2) 当所で開催している 7 月中旬の病虫害発生状況調査において、イネカメムシの侵入が確認された地点数が調査定点水田 (早期栽培) 8 地点中 3 地点であり、多発した昨年 (8 地点中 4 地点) と同等になっている。
- (3) 7 月 23 日に気象庁が発表した季節予報によれば、関東甲信地方の向こう 1 か月の気温は高く、降水量はほぼ平年並と予想されており、今後も斑点米カメムシ類の発生に好適な条件が継続し、多発生が予測される。

### 3 防除対策等

- (1) 本県の水田畦畔等で捕獲される斑点米カメムシ類は、イネホソミドリカスミカメ、アカスジカスミカメが大多数を占めている (図 2)。両種は、成虫の移動能力

が高いため、広域的な一斉防除が必要である。

- (2) イネカメムシ、ホソハリカメムシ、クモヘリカメムシなど比較的大型のカメムシ類は、寄生頭数が少ない場合でも大きな被害につながる可能性があるため、これらの大型種を本田で確認した場合は、必ず薬剤による防除を実施する。特にイネカメムシとクモヘリカメムシは不稔被害を生じさせるため、出穂期の防除を必ず実施する。
- (3) 生息場所の水田畦畔や休耕田等の雑草管理（除草）を丁寧に行う。ただし、斑点米カメムシ類を水田へ追い込み被害が拡大する恐れがあるので、出穂前2週間と出穂後2週間は除草を行わない。
- (4) 周辺より出穂の早い品種・作型、あるいは周辺より出穂の遅い品種・作型では、被害が集中しやすいので防除を徹底する。
- (5) 農薬による蜜蜂への影響を軽減させるために、薬剤による防除は蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り早朝又は夕刻に行うなどの対策を講じる。

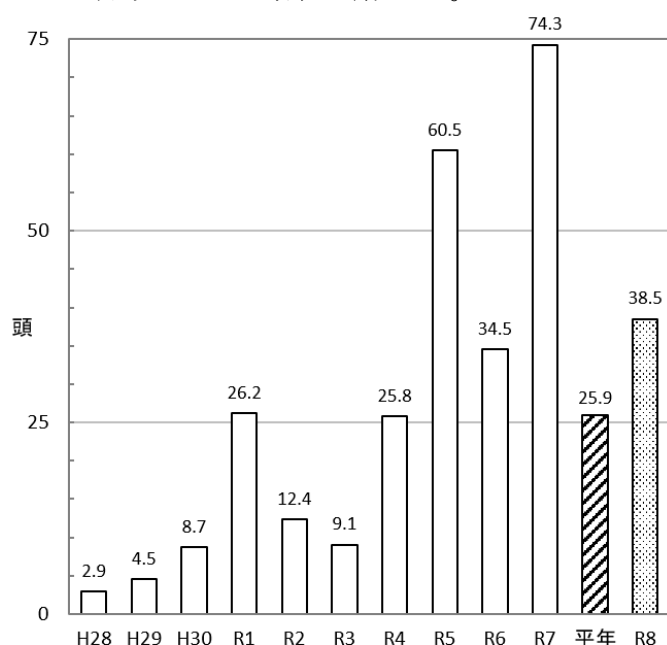


図1 イネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査結果(1調査地点当たりの発生量)

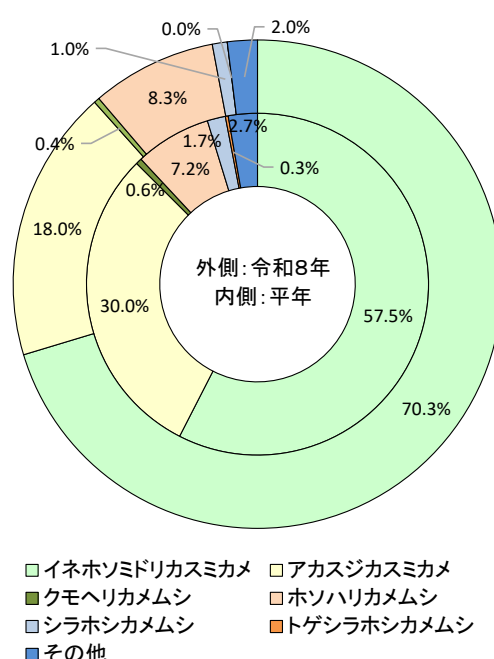


図2 イネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査の種構成



写真1 イネカメムシ(左は交尾中、右上は籾を加害)



写真2 ホソハリカメムシ(右上はメシバの穂を吸汁)



写真3 イネホソミドリカスミカメ・アカスジカスミカメ



写真4 クモヘリカメムシ

表 稲におけるカメムシ類の防除薬剤例(地上防除・無人航空防除両対応)

| 薬 剤 名       | I R A C<br>コード | 使用時期     | 使用回数 |
|-------------|----------------|----------|------|
| キラップフロアブル   | 2 B            | 収穫14日前まで | 2回以内 |
| ダントツフロアブル   | 4 A            | 収穫7日前まで  | 3回以内 |
| エクシードフロアブル  | 4 C            | 収穫7日前まで  | 3回以内 |
| エミリアフロアブル   | 4 F            | 収穫7日前まで  | 2回以内 |
| スタークル1キロH粒剤 | 4 A            | 収穫7日前まで  | 3回以内 |

(使用基準は令和8年7月29日現在)

<農薬使用上の注意事項>

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度確認する。特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム（農林水産省）から検索できます。



※ 埼玉県農薬危害防止運動実施中！（令和8年5月1日～8月31日）

4 問合せ先

埼玉県病害虫防除所 電話：048-539-0661  
(ホームページ：右のQRコードか[本リンク](#)よりアクセス)

埼玉県病害虫防除所



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」